



寡婦…と、寡夫。

税理士・CFP® 越智 浩

Q. 遺産分割協議における特別受益の持ち戻し。

リーマンショックの余波により父甲の経営するX株式会社（資本金1,000万円 甲が全株式所有の非上場会社）が赤字続きだった9年前、父に代わり私Bが代表取締役となり、会社の経営建て直しを託されました。その際、相続時精算課税制度を利用すれば少ない税負担で事業承継できると考え、父は持ち株全部を私に生前贈与しました。当時のX社株式全部の評価額は2,500万円、特別控除2,500万円を差し引きすると税額0となりますので、この内容で贈与税の申告を済ませました。その後、私は一心不乱にX社再建に取り組み、業績をV字回復させ、今では安定的な黒字会社へ転換させることができました。X社株式の評価額も7,500万円と3倍に評価されるようになりました。

このように会社再建に成功した中、それを見届けるように本年4月、父甲が亡くなりました。母乙はすでに他界しており、相続人は私Bと家業を継がなかった兄Aの二人です。父は老後生活資金のため自宅を処分したので、遺産は預貯金の2,500万円ほどです。遺言書はありません。

遺産分割協議では、私にはX社株がありますので、遺産はすべて兄Aが相続すれば良いと考えていました。ところが、兄Aから『おまえが生前贈与されたX社株は特別受益だから、それを持ち戻した遺産の1/2を相続したい。』と言われました。いったいどういうことなのでしょう？

A. 持ち戻し免除の意思表示が必要、ただし、遺留分を侵害したら…。

被相続人から遺贈を受け、または、生計の資本等として贈与を受けた者が共同相続人の中にいる場合、この相続人の相続分は、相続開始時の財産の価額にその遺贈または贈与された財産の価額（＝特別受益）を加算した（＝**特別受益の持ち戻し**）ものを相続財産とみなし、その相続分から特別受益を控除したものが実際の相続分となる（民法903条①）。しかも、持ち戻す時の価額は、贈与時の価額ではなく、相続開始時の価額となる。ちなみに「生計の資本の贈与」とは、少額金銭等の贈与のことではなく、生計を成り立たせるのに役に立つ贈与をいうとされているので、《設例》の株式の贈与は、まさに『特別受益』に該当する。

各相続人の相続分を、《設例》に沿って具体的に計算してみると、

- ① みなし相続財産 預貯金2,500万円 + X社株式7,500万円 = 1億円
- ② 相続人Bの相続分
 1. 上記① × 法定相続分1/2 = 5,000万円
 2. 5,000万円 - 特別受益7,500万円 = △2,500万円 …→ 0円
 ＊特別受益が相続分を上回っているため、取得する財産はない（民法903条②）。
 3. 相続税法上の課税価格 2,500万円（相続時精算） - Aへの支払額
- ③ 相続人Aの相続分
 1. 上記① × 法定相続分1/2 = 5,000万円
 2. 5,000万円 - 預貯金2,500万円 = 2,500万円
 ＊不足する2,500万円相当額を相続人Bに請求することになる。
 仮に、X社株式準共有ということと解決すると、相続人Aは会社持分1/3（＝2,500万円／7,500万円）を持つことになり、X社の経営に影響をもつことになる。
 3. 相続税法上の課税価格 5,000万円（＝民法上の相続分と一致）

前回は、民法上解決しても税法上厄介なことがおきる《設例》を紹介したが、今回は、税負担なしで解決したことが原因となって、民法上将来厄介なことになる《設例》である。元々は被相続人の財産ではあるが、被相続人が築いた価値ではなく、ある相続人の努力により築いた価値が相続を通して他の相続人にも恩恵がいくという、事業承継独特のレアなケースではある。

このようなケースでは、そもそも全株式を生前贈与した時点で、被相続人は『特別受益の持ち戻し免除』を願っていたとも考えられる。が、やはり、生前に書面または遺言により『**特別受益の持ち戻し免除の意思表示**』をすべきであろう。その場合には、特別受益を受けた者の相続分について特別受益はないものとして扱われる。従って、《設例》におけるX社株式は特別受益として遺産に持ち戻されることはないので、相続人Aから相続人Bに対する相続分の不足額請求もない。ただし、遺留分を侵害する場合には、この意思表示も効力は生じない（民法903条③）。昨今の事業承継税制においては、経営承継円滑化法に（遺留分算定基礎からの）除外合意・固定合意の規定はあるが、生前贈与が相続財産の前渡しと評価されると特別受益に該当することになる。被相続人による『**特別受益の持ち戻し免除の意思表示**』が必要となるであろう。